



教 県 第 9 8 3 号
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の一部改正について（通知）

「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」（平成 3 1 年埼玉県条例第 2 2 号）及び「会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例」（平成 3 1 年埼玉県条例第 2 0 号）が平成 3 1 年 3 月 1 9 日に公布されました。

また、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部を改正する規則」（平成 3 1 年埼玉県教育委員会規則第 1 3 号）及び「学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則」（平成 3 1 年埼玉県教育委員会規則第 1 2 号）が平成 3 1 年 3 月 2 9 日に公布されました。

改正の概要等は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

（1）学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

ア 校務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、学校職員に対して正規の勤務時間以外の時間に勤務を命ずることができることを明文化した。

（第 8 条第 2 項関係）

イ 学校職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関して必要な事項は、教育委員会規則で定めることを規定した。

（第 8 条第 3 項関係）

ウ 非常勤の学校職員の勤務時間、休暇等については、教育委員会規則で定めることを規定した。

（第 1 8 条の 2 関係）

（2）学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正

ア 学校職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務について考慮すべきことを規定した。

（第 5 条の 2 関係）

イ 学校職員に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずる時間及び月数の上限について規定した。

（第 5 条の 3 関係）

ウ 非常勤の学校職員の勤務時間及び休暇等について規定した。

(第20条、第21条及び第22条関係)

(3) 学校職員の宿直勤務及び日直勤務に関する規則の一部改正

学校職員に宿直勤務又は日直勤務を命ずる際に留意すべきことについて規定した。

(第3条第3項及び第4項関係)

2 施行期日

(1) 平成31年4月1日施行は、1(1)ア及びイ並びに1(2)ア及びイ並びに1(3)

(2) 平成32年4月1日施行は、1(1)ウ及び1(2)ウ

担 当：県立学校人事課学事担当 前島

電 話：048-830-6735

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「規定する職員」の下に「（第八条第一項において「県費負担教職員」という。）」を加える。

第三条第五項中「以下」を「第十六条第二項及び第十九条において」に改める。

第八条の見出しを「（正規の勤務時間以外の時間における勤務）」に改め、同条中「教育委員会」の下に「、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長、それ以外の事業にあつては埼玉県人事委員会（人事委員会を置く市の県費負担教職員にあつては当該市の人事委員会、人事委員会を置かない市町村の県費負担教職員にあつては当該市町村の長）の許可を受けて」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限り、当該宿直勤務又は日直勤務をすることを命ずることができる。

第八条に次の二項を加える。

2 教育委員会は、校務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において学校職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

第九条第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

（学校職員の給与に関する条例の一部改正）

3 学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に改める。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(目的)

第一条 (略)

(学校職員の範囲)

第二条 (略)

一 (略)

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(第八条第一項において「県費負担教職員」という。)

(一週間の勤務時間)

第三条 (略)

2 4 (略)

5 県教育委員会は、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする学校職員の勤務時間について、埼玉県人事委員会(第十六条第二項及び第十九条において「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。

第四条 第七条 (略)

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第八条 教育委員会は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)別表第一第一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長、それ以外の事業にあつては埼玉県人事委員会(人事委員会を置く市の県費負担教職員にあつては当該市の人事委員会、人事委員会を置かない市町村の県費負担教職員にあつては当該市町村の長)の許可を受けて、第三条から第六条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において校務のため必要がある場合には、学校職員に県教育委員会規則で定める宿直勤務又は日直勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該学校職員が育

旧

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

(目的)

第一条 (略)

(学校職員の範囲)

第二条 (略)

一 (略)

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員

(一週間の勤務時間)

第三条 (略)

2 4 (略)

5 県教育委員会は、職務の特殊性又は当該学校の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする学校職員の勤務時間について、埼玉県人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て、別に定めることができる。

第四条 第七条 (略)

(宿直及び日直の勤務)

第八条 教育委員会は、第三条から第六条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において校務のため必要がある場合には、学校職員に県教育委員会規則で定める宿直勤務又は日直勤務をすることを命ずることができる。

(傍線の部分は、改正部分)

児短時間勤務職員等である場合にあつては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限り、当該宿直勤務又は日直勤務をすることを命ずることができる。

2 教育委員会は、校務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において学校職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該学校職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、校務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として県教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

第九条 (略)

2 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務（前条第一項に規定する勤務及び災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第四項において同じ。）をさせてはならない。

3 5 (略)

第九条の二 第十九条 (略)

(新設)

(新設)

第九条 (略)

2 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある学校職員が、県教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした学校職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務（前条に規定する勤務及び災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。第四項において同じ。）をさせてはならない。

3 5 (略)

第九条の二 第十九条 (略)